

## 教職員の働き方改革プラン2018のポイント

### ○ 正確な勤務時間の把握 プラン1(1)、4(1)①

- ・教員・事務職員を問わず、勤務時間は正確に記録しましょう。正確な記録は、過重な負荷の早期発見や業務分担の見直しの基礎資料となります。
- ・事務職員の時間外勤務については、真に必要な業務について、事前に命令を受けて行うことを徹底しましょう。

### ○ 勤務時間を考慮した時間及び早期退勤日等の設定 プラン1(2)

- ・登下校時刻、部活動、会議等は、教職員の勤務時間を考慮した時間設定としましょう。
- ・会議や研修を実施しない期間（8/6～8/17）の活用や、部活動の長期休養の設定等により、教職員で協力し、計画的に休暇を取得しましょう。

### ○ 業務内容の不断の見直し プラン1(3)

- ・会議の縮減、学校行事の精選、資料の簡素化、教材の共同利用等による負担軽減に、学校全体で取り組みましょう。

### ○ 部活動 プラン1(4)、4(1)

- ・部の活動計画は、管理職の指導・調整のもと、学校の部活動方針(※)に即して定めましょう。
- ・原則として平日1日、土日どちらか1日の休養日を設定しましょう。また長期休業中に休養期間を設けるなど、年間を通じて計画的に活動しましょう。
- ・適切な活動時間（平日2時間程度、休日3時間程度※）を設定し、合理的かつ効率的・効果的な活動を実践しましょう。

※ スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」による

### ○ ハラスメントとメンタル不調の速やかな察知と解決 プラン2(2)

- ・ストレスチェックを確実にを行い、高ストレスと判定された場合は専門医との面談により解消に努めましょう。
- ・働き方で困ったときには、一人で抱え込まず、管理職との面談で相談したり、教育委員会内外の相談窓口を活用したりして、早期解決に繋げましょう。

年720時間・月80時間を超える時間外勤務の根絶、  
ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決に努めましょう